

きくち

けんたろう

2020(令和2年)5月

効果のある救済措置や支援対策を！



令和2年2月 第301回定例会 一般質問(令和2年3月9日)

人類は有史以前から様々な感染症に苦しめられながらも、それをのり越えて、今日の文化文明があることを、歴史が伝えています。しかし、今回の新型コロナウイルスの渦中に在って、まざまざと感染症の恐ろしさを知ることとなりました。感染症は心身だけでなく、経済や文化・教育、国際関係までも蝕むものだとことをです。

さて、青森県においても感染者が発生しており、余談を許さない状況にあります。この陰では、医療関係者、老人保健施設や社会福祉施設の関係者、そして、教育指導関係者の方々の計り知れない労苦と献身的な対応があったものと推察致します。心から敬意と感謝を表すものです。

また、自粛要請により売り上げが激減し、並々ならぬ苦戦を強いられている各事業者の方々、修学継続が危ぶまれる大学生など、新型コロナウイルス感染症の被害者は多種多様であり、それぞれ、効果がある救済措置や支援対策を講ずる必要があります。

常に当事者目線で問題に向き合い、苦労をお抱えの皆様と共に困難を乗り越えて参りたいと思いますので、お声掛け下さる様お願い致します。

さて今回は、この新型コロナウイルスが蔓延拡大していくさ中に行われた議会報告となります。三期目としては最初の、通算では14回目の一般質問に立ち、地球温暖化とエネルギー問題等について県を質しました。また、4月開催の商工労働観光エネルギー委員会における質疑の一部を掲載致しましたので、ご一読頂ければ幸いです。

最後に、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和2年5月吉日

青森県議会議員 菊池憲太郎

令和2年2月第301回定例会 一般質問 (令和2年3月9日)

要旨

県議会第301回定例会は、令和2年2月25日から3月24日まで開催され、2020年度一般会計当初予算案、新型コロナウイルス感染症対策費用を盛り込んだ19・20年度補正予算案など69議案を原案通り可決した。

閉会間際の23日夜、本県初の感染者が確認された新型コロナウイルス禍が、日常生活に大きな影響を及ぼすこととなった。昨年は異常気象による自然災害が世界的に多発巨大化していることから、地球温暖化防止対策が喫緊の課題であった。しかし、今年は感染症の拡大と恐怖に世界経済が失速し、多数の生命が奪われることとなり、新たな異常事態への備えと対策が求められることとなった。何と、この星は受難が続くことか！

今回は、3期目では最初、通算で14回目の一般質問に立った。自然災害を人類への警鐘と捉え、地球温暖化防止に向けた対策の実行、そして、そのための大きな要因としての、化石燃料からの脱却を目指すエネルギー問題について県を質した。他には、電源三法交付金や核燃料物質等取扱税交付金などの活用状況、医師不足対策、がん患者とその家族を支える体制、森林環境譲与税やクロマグロの資源管理、人口減少・高齢化社会における県内交通、むつ下北地域における公共土木施設の整備等について質問した。県の答弁は以下のとおりである。

質問 地球温暖化とエネルギー問題について



エネルギー問題も意識して地球温暖化対策に取り組む必要があると考えるが、県の具体的な取組は！

答弁：三浦朋子環境生活部長

青森県地球温暖化対策推進計画では、温室効果ガス排出量を「2030年度までに2013年度比で31パーセント削減」することを目標に掲げている。また、台風の大型化や局所的な豪雨による被害の甚大化など、既に現れている気候変動による影響の現状を踏まえ、一人ひとりがエネルギーや地球温暖化の問題について“自分事”として捉え、省エネなどの行動を実践することが不可欠と考えている。

このため、県では、計画において7つのリーディングプロジェクトを設定し、各主体の取組を推進するとともに、重点的な取組として、

- ・中小事業者の省エネ対策
- ・家庭における「エコ活」の推進
- ・エコで賢い移動「スマートムーブ」の普及・促進

・もったいない・あおもり県民運動の取組強化などに取り組んでいるところだ。

また、地球温暖化対策への取組姿勢を明らかにするため、平成30年4月に、もったいない・あおもり県民運動推進会議において、「COOL CHOICEあおもり宣言」を採択し、気運の醸成を図るとともに、各主体の自主的な活動を推進してきたところだ。



地球温暖化対策への大きな貢献が期待される原子力発電について、国の審査が長期化していることから、県は国に対し審査の迅速化を強く求めるべきと考えるがその見解は！

答弁：石川浩明エネルギー総合対策局長

原子力発電については、国のエネルギー基本計画において、低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である、とされているものと承知している。また、原子力発電所の稼働等については、何よりも安全の確保が第一であり、事業者が新規規制基準への適合に万全を期し、原子力規制委員会による安全性の確認を受けることが前提であると考えている。

しかしながら、新規規制基準への適合性審査が長期間に及んでいることや、立地地域にとって原子力施設の安全性確認は緊急を要していることなどの状況を踏まえ、原子力規制委員会に対し、厳正かつ迅速な審査が行われるよう審査体制の充実・強化に加え、審査手順の改善などについて、原子力発電関係団体協議会等として、重ねて要請してきたところだ。

質問 原子力政策について



電源三法交付金の活用状況等について「電源三法交付金の制度概要と県の活用状況」

答弁：石川浩明エネルギー総合対策局長

電源三法交付金制度は、発電用施設周辺地域における公共用施設の整備等を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に、県並びに立地及び周辺市町村に交付され、公共用施設の整備のみならず、観光産業の振興や医療・福祉サービスの提供、環境の維持保全など、社会生活基盤の整備、地域住民の利便性向上、地域活性化等の各種施策の推進に活用されている。

また、原子燃料サイクル施設等の立地については、

県民全体の理解と協力の下で進められてきたところであり、県事業の電源三法交付金の活用に当たっては、全県振興の観点から、県土の均衡ある発展に十分配慮し、これまで、**黒石市の農業試験場、新青森県総合運動公園陸上競技場、県内各地域の県立学校、下北地域広域避難路整備、西北五圏域のつがる総合病院の整備**への支援にも活用するなど、その成果が県内全域に及ぶよう努めている。



青森県核燃料物質等取扱税交付金の交付実績等について「青森県核燃料物質等取扱税交付金の制度趣旨と交付実績」

答弁：石川浩明エネルギー総合対策局長

青森県核燃料物質等取扱税交付金については、東京電力福島第一原子力発電所の事故等を契機に、県として、原子力関係市町村における地域振興の取組はもとより、防災・安全対策に係る取組の必要性等を総合的に勘案し、平成24年4月の核燃料物質等取扱税の更新に併せて制度を創設し、令和元年度までの8年間で約218億円を交付してきた。

市町村ごとでは、原子力施設が運転している六ヶ所村が47億円、東通村が21億円、また、施設が稼働前のむつ市が24億円、大間町が17億円となっているほか、周辺11市町村は合わせて109億円となっている。



核燃料物質等取扱税の課税対象施設の追加手続きについて「むつ市が使用済燃料中間貯蔵施設に対する新税の課税の検討を進めているが、県の核燃料物質等取扱税について、課税対象施設を追加する場合の手続」

答弁：鉄永正紀総務部長

核燃料物質等取扱税は、地方税法に基づく法定外普通税として、平成3年9月に制度を創設し、青森県核燃料物質等取扱税条例により実施した。

原子力施設を課税対象とする場合の手続としては、通常、事業者が納税総額の割合が高い特定納税義務者に該当することから、地方税法の規定に基づき、条例の制定前に、議会において、当該特定納税義務者から意見を聴くこととされており、条例案が議決された後に、総務大臣に協議し、その同意を得ることが必要となる。なお、総務大臣は、課税の内容が、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となることなどの場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

再質問

◆市町村における核燃料物質等取扱税交付金の活用実績について。

(一般質問「原子力政策について」の「青森県核燃料物質等取扱税交付金の交付実績等について」関連。)

答弁：石川浩明エネルギー総合対策局長

平成30年度活用実績の主なものとして、

- ・六ヶ所村では防災資機材庫整備事業や配水管更新事業等
- ・東通村では消防ポンプ自動車購入事業や診療所・老健施設ナースコール設備改修事業等
- ・むつ市では生活環境維持・保全事業として一般廃棄物処分費の負担金に全額
- ・大間町では道路維持作業機械購入事業や消防活動事業等

となっている。

◆使用済燃料中間貯蔵施設に対する県の核燃料物質等取扱税の課税について、県はどのように考えているのか！

(一般質問「原子力政策について」の「核燃料物質等取扱税の課税対象施設の追加手続きについて」関連。)

答弁：鉄永正紀総務部長

県は、これまで、原子力施設の立地に伴う財政需要の財源を確保するため、原子力施設の立地の都度、当該施設を核燃料物質等取扱税の課税対象として追加してきたところであり、ご質問の使用済燃料中間貯蔵施設についても同様の取扱いになるものと考えている。

同施設については、現在、原子力規制委員会による

新規制基準への適合に係る審査の途上にあることから、その動向を注視している状況だ。

◆他県において、県と立地市町村が同一の原子力施設に対して課税している事例があるのか！

(同前関連)

答弁：鉄永正紀総務部長

同一の原子力施設の使用済核燃料の貯蔵に対して課税している事例は、総務省の資料によりますと、愛媛県と愛媛県伊方町、佐賀県と佐賀県玄海町となっている。

質問

医師不足対策の取組について



医師の県内定着と地域偏在解消に向けた県の取組は！

答弁：三村知事

医師の県内定着に向けては、平成17年に策定した「良医を育むランドデザイン」に基づき、本県高校生の医学部医学科合格者の増、医師修学資金の貸与による医学生への支援、臨床研修医採用数の増など様々な対策に取り組んできた。その結果、**本県出身高校生の医学部医学科合格者数は、平成30年度は84名と、私の就任時から見ると倍増したほか、臨床研修医採用者数も、令和元年度は平成17年度に比べ29名多い80名と大幅に増加している。**

また、弘前大学医師修学資金の貸与者は、令和元年10月現在で153名が県内の医療機関で勤務しており、医師の育成と県内定着に係る取組の成果が、着実に現れてきている。

国が算出した医師偏在指標によると、青森県は県全体が医師不足地域とされ、また、各保健医療圏別に見ても津軽地域と青森地域を除き医師少数区域とされている。このような状況を踏まえ、多くの若手医師が、医師不足が特に厳しい町村部をはじめとした県内各地域で勤務しながらキャリアアップできるよう、弘前大学や医師会等と連携を図りながら、医師の育成と定着に向けた取組をより一層進めていく。



下北地域における医療提供体制の充実に向けた県の取組は！

答弁：有賀玲子環境福祉部長

県では、今年度からの取組として、下北医療センターに対し、弘前大学への寄付講座の設置に要する経費を支援しており、当該寄附講座の設置により、特に医師

不足が顕著である消化器内科、整形外科等の常勤医師が、地域の中核病院であるむつ総合病院へ派遣されるとともに、研究、診療及び人材育成が行われているところだ。

また、下北医療センターが実施している、むつ総合病院での診療支援に当たる非常勤医師を車両で送迎し、当該医師の長距離・長時間の移動における負担を軽減させる取組に対しても支援している。

質問

がん患者とその家族を支える体制の充実について



答弁：有賀玲子環境福祉部長



本県のがん対策を推進するに当たっては、がん患者の方々とその家族を支える体制の整備が重要と考えているが、県の考えは！

青森県立中央病院や弘前大学医学部附属病院等の、国が指定するがん診療連携拠点病院等においては、がん患者やその家族の立場に立った情報提供と各種相談に応じる、がん相談支援センターを設置しており、

- ①がん患者の療養生活に関する相談
- ②がん患者の就労に関する相談
- ③医療費相談や在宅療養制度に関する相談

などを受けている。

また、がん患者やその経験者等が自らの体験を共有し考え寄り添うことを支援するピアサポーターを平成28年度から63名養成したところであり、今後もがん患者とご家族への相談支援体制の充実に取り組んでいく。



市町村における骨髄のドナー助成制度の導入状況及び導入をさらに進めるための県の取組は！

骨髄ドナー助成制度を導入している県内の市町村は、平成30年度は5か所だったが、今年度から県で骨髄ドナー助成事業費補助事業を開始したこともあり、現在、13か所へと増加している。また、来年度以降、本制度の導入を検討している市町村が複数あるなど、県の事業開始による効果が現れているものと考えている。

今後、市町村において本制度の導入がさらに進むよう、全国で移植を待っている患者が多数いること、移植でしか救えない命があること、といった移植医療の現状や、制度導入による効果等について、様々な広報媒体や、市町村への説明会、関係団体による各種イベントの場の活用など、機会あるごとに情報提供していく。

質問 森林環境譲与税を活用した取組について

Q 市町村の森林整備の推進に向けた取組に対して、県はどのように支援しているのか！

答弁：高谷清孝農林水産部長

森林環境譲与税は、森林経営管理制度をはじめとする森林整備の推進を目的に、今年度から市町村と県に配分されている。

森林経営管理制度の主体的な役割を担う市町村では、森林所有者情報の収集や、森林所有者に対する経営や管理の方針等に関する意向調査のほか、森林整備の基盤となる林道等の路網整備などに取り組んでいる。

県では、こうした市町村の取組を支援するため、これまで、市町村職員を対象とした制度内容の説明会や、林野庁の職員を講師とした机上演習等の実務研修会を開催するなど、制度の運用について理解促進を図ってきたところだ。

また、森林・林業に関する専門的な知識を有する推進員2名を、公益社団法人青森県林業会議に設置し、森林所有者の意向調査の進め方のほか、所有者による経営管理が行われない場合に市町村が経営管理権を設定する際の手順や、路網整備の設計書類の作成などに対して、指導・助言している。



(朝日新聞/令和2年1月9日)

Q 県は、森林環境譲与税を活用して、どのように林業を担う人財を育成していくのか！

答弁：三村知事

本県の森林資源は、先人たちが膨大な人手と時間をかけて、植林から下刈り、間伐などの手入れを積み重ね、育んできたことにより、十分に成熟し、現在、本格的な利用期を迎えている。私は、この充実した資源を積極的に活用するとともに、伐採後の再生林を促進することにより、資源の循環利用サイクルを確立させることが、林業の成長産業化につながるものであり、これらを担う人

財を確保・育成していくことが極めて重要になると考えている。

このため、若者が安心して林業を選択できるよう、森林環境譲与税を活用して林業に必要な基礎的知識や技術の習得を支援し、地域林業の中核を担う人財を育成する1年間の研修として、「青い森林業アカデミー」を令和3年度から開設することとした。

開設に向け、令和2年度は、講師との調整や実習現場の選定などを行いながらカリキュラムを作成するほか、学校訪問の実施やプレオープンキャンパスの開催などにより受講者を募集するなど、事前の準備を進めることとする。

また、県外に流出していた学生やUIJターン希望者など、新たな人材を確保していくことも重要であることから、職業としての林業をイメージできるパンフレットの作成や、県内高校での出前授業の実施など、林業の魅力を発信しながら、本県の林業を担う人財の確保から育成までの、一連の仕組みづくりに取り組んでいく。

質問 クロマグロの資源管理について



答弁：高谷清孝農林水産部長

Q 今期における本県のクロマグロ漁獲枠と漁獲状況は！

昨年4月から本年3月までの第5管理期間における本県のクロマグロ漁獲枠は、当初、大型魚が460.8トン、小型魚が298.9トンとなっていたが、県内の漁協からの要望を踏まえて小型魚から大型魚への振替えを行った結果、現時点において、大型魚が470.5トン、小型魚が289.2トンとなっている。

一方、漁獲状況については、1月末現在で、大型魚が漁獲枠の69パーセントに当たる324.4トン、小型魚が89パーセントに当たる258.5トンとなっており、今期の漁をほぼ終了したところだ。

Q 来期の資源管理について、県はどのように取り組んでいくのか！

県では、第5管理期間の県計画において、県段階での必要最小限の留保枠の設定や変更手続の簡素化などを盛り込み、資源管理に取り組んだところ、漁協間での漁獲枠の融通は円滑に行われたものの、大型魚では、漁獲枠を多く残して概ね漁が終了するなど、漁獲枠の有効活用に課題が残った。このため、4月から始まる第6管理期間においては、漁獲枠を最大限に活用できるよう、本県に配分された漁獲枠の半分は、これまでど

おり過去の漁獲実績に応じて配分し、残りの半分は、漁期を前期、後期に分け、前期の未消化分を後期に再配分するなどの新たな配分方法を導入することとし、先月、関係漁協を参集して説明会を開催して、合意を得たところだ。

本県の漁獲枠拡大に向けては、こうした取組を通じて漁獲枠の消化率を高めつつ、国に対し、国際会議等の場において、我が国の漁獲枠の拡大について合意を得るよう、引き続き働きかけていくこととしている。

質問

人口減少・高齢化社会における
県内交通について



答弁：橋本恭男企画政策部長



地域公共交通ネットワークの維持・構築について

ア 人口減少が進む中、地域公共交通ネットワークをどのように維持・構築していくのか！

通学や通院等地域住民の日常生活に不可欠な移動を確保し、県民が住み慣れた地域で安心して生活していく上で、地域公共交通が果たす役割は重要であり、特に、地域を網羅的に結ぶバスは、ネットワークを支える主要な交通モードと認識している。

県では、これまで、国と協調して広域的・幹線的バス路線に対する運行欠損補助等を行い、バス路線の維持に努めてきたところですが、人口減少等に伴う利用者の減少により、バス路線の減便・廃止が進む状況にあって、補助制度のみでバス路線を維持していくことは困難であると考えている。

そのため、県では、地域において望ましい公共交通網の姿を描いた青森県地域公共交通網形成計画を平成27年度に策定するとともに、当該計画の実施計画として青森県地域公共交通再編指針を昨年3月に策定し、広域的・幹線的バス路線について、移動ニーズに応じた運行経路の見直しや交通拠点におけるバス路線同士の乗継改善等を進めることで、運行の効率化や利便性の向上を図っているところだ。

県としては、広域的・幹線的バス路線を中心とした交通ネットワークの形成を図るとともに、市町村における地域公共交通網形成計画等の策定や公共交通の再編の取組を促しながら、地域公共交通ネットワークを維持・構築できるよう取り組んでいく。

イ 高齢化が進む中、高齢者の移動手段をどのように確保していくのか！

高齢化が進展し、免許返納等により移動手段を持たない高齢者が、買い物や通院などに不自由することなく日常生活を送るためには、公共交通の果たす役割が今後益々重要になってくると認識しており、特に、生活の場である地域内の交通手段がしっかりと確保されていることが必要と考えている。そのためには、地域の実情に最も精通した市町村において、バス路線に限らず予約型乗合タクシー等、地域の実情に即した多様な交通モードの導入について検討を進め、地域における望ましい公共交通網の姿をしっかりと検討した上で、市町村内ネットワークの再編を進めていただく必要があると考えている。

こうしたことから、県ではこれまでに、交通不便地域・空白地域における予約型乗合タクシー等の導入を支援してきたほか、地域公共交通の制度や先進事例に詳しいアドバイザーの派遣や、関係する法制度及び県内外の導入事例等に関する勉強会を開催してきた。今後は、新たに地域の実情に即した移動手段の導入を進めるための人財養成等に取り組んでいきたいと考えている。

(朝日新聞/令和2年1月18日)

質問

人口減少・高齢化社会における
県内交通について



観光二次交通の確保について
今年度、黒石地区で実施している観光二次交通の取
組成果及び今後の他地域での実施の見通しは！

答弁： 秋田佳紀観光国際戦略局長

県では、県内の観光二次交通の利便性向上を図るため、黒石温泉郷の宿泊事業者と連携し、主要ターミナルである青森空港及び新青森駅と各宿泊施設を結ぶオンデマンド型送迎の実証運行、通称「湯けむりこけし号」の送迎付き宿泊プランを1月6日から3月22日まで実施している。併せて、黒石温泉郷と八甲田スキー場の間の定時送迎を加えたスキープランも実施している。

2月29日までの実績では、送迎付宿泊プランの利用者は92名で、内訳は、国内からの宿泊者が84名、海外からの宿泊者が8名となっている。また、スキープランの利用者は、海外からの宿泊者4名となっている。

県としては、この実証運行の利用状況及び利用者へのアンケート結果を踏まえ、運行上の課題を整理・改善して地域が主体の継続した運行を目指していくとともに、県内他地域も含めて来年度の実証運行を検討し、本県を訪れる個人的な旅行者を中心とした国内外の観光客にとって、利便性の高い観光二次交通の充実に努めていく。

下北半島縦貫道路沿線野辺地町一七戸町区間に関する課題と政策目標

課題	対応	政策目標(改善)
情報連携	広域観光ネットワークの構築強化	分散した観光客を生かせるルート確保
観光	広域観光ネットワークの構築	広域観光を生かせるルート確保
交通	道路機能の向上	道路通行環境の改善

機能強化 必要性認める
東北整備局が審議会小委

下北半島縦貫道路(交)の社会資本整備審議会(東北)分科会(下北)が、野辺地町一七戸町区間の機能強化について、東北地方整備局に意見を述べた。

審議会小委は、野辺地町一七戸町区間の機能強化について、東北地方整備局に意見を述べた。審議会小委は、野辺地町一七戸町区間の機能強化について、東北地方整備局に意見を述べた。

審議会小委は、野辺地町一七戸町区間の機能強化について、東北地方整備局に意見を述べた。審議会小委は、野辺地町一七戸町区間の機能強化について、東北地方整備局に意見を述べた。

(デーリー東北/令和2年2月8日)



MaaSを活用した産業振興について
ITによる交通の効率化であるMaaSを活用した産業振興について、県は今後どのように取り組んでいくのか！

答弁： 三村知事

私は、人口減少等により地域公共交通の維持が厳しさを増している中、県民が住み慣れた地域で安心して生活していく上で、通学や通院等の日常生活に不可欠な移動手段を確保していくことは、極めて重要であると考えている。

近年、ITを活用して、鉄道、バス、タクシー、レンタカー等の交通サービスを統合し、スマートフォンのアプリを通じてルート検索、予約、決済等ができる移動支援サービスであるMaaSが目ざされているところだ。MaaSは、地域住民の移動の利便性確保に貢献するとともに、その運用に当たっては、IT事業者による関連アプリの開発のほか、交通機関の利用者や買い物拠点の来店者の増加が期待されるなど、様々なビジネスチャンスにもつながるものと考えている。

そこで、来年度は、セミナーの開催等を通じてMaaSの基本的な考え方の県内への普及を図るとともに、意欲的な市町村、交通事業者、IT事業者等を対象とする研究会を開催し、MaaSを活用した移動支援モデルの構築に取り組んでいくこととしている。

質問

むつ下北地域における
公共土木施設の整備について



下北半島縦貫道路の整備状況と今後の取組は！

答弁： 青山副知事

下北半島縦貫道路は、全体延長約68キロメートルのうち、26.6キロメートルを併用しており、現在、3工区、約24キロメートルで鋭意事業を進めている。このうち、「むつ南バイパス」では、昨年12月、1.3キロメートルを部分共用しており、今後は引き続き残る区間の埋蔵文化財調査や軟弱地盤対策を含めた改良工事等を進めている。

「横浜北バイパス」及び「横浜南バイパス」では、調査・設計、橋梁上部工工事及び盛土工事等を実施するほか、関係者が多数存在する共有地など取得に時間を要する用地については、順次、土地収用の手続を進めていく。

また、未着手区間のうち、むつ市内の区間については、事業化に向けた調査を進めているほか、国が調査を進めている野辺地町から七戸町までの区間については、去る2月7日に第1回目の計画段階評価が実施されたところだ。



国道338号大湊Ⅱ期バイパス及び白糠バイパスの整備状況と今後の取組は！

答弁：新井田浩 県土整備部長

国道338号大湊Ⅱ期バイパス3.7キロメートルについては、桜木町側の工区を優先して用地取得及び改良・舗装工事を進めている。また、大湊浜町側の工区については、関係者多数の共有地が複数あり、用地取得が難航していることから、土地収用法に基づく事業認定に向けた協議を国土交通省と進めており、今月の18日には地元説明会も開催する予定だ。

今後は、事業認定の申請を行うとともに、桜木町側の早期の部分供用に向け、工事を進めていく。

国道338号白糠バイパス6.7キロメートルについては、平成24年度に泊・白糠トンネルを含むⅠ期工区3.8キロメートルを供用しており、現在、Ⅱ期工区2.9キロメートルの整備として、用地取得及び埋蔵文化財調査を進めるとともに、用地取得が完了した箇所から順次、改良工事を進めていく。

今後は、引き続き事業の推進に努めていくが、用地難航箇所があることから、土地収用法に基づく事実認定に向けた準備も並行して進めていくこととしている。

この0.4キロメートルを含めて、木野部林道までの約2.2キロメートルの区間については、木野部工区として、新規に事業着手することとしており、来年度は路線測量及び予備設計等を進める予定としている。



(デーリー東北/令和2年2月24日)



本年度の青森県公共事業再評価等審議委員会の審議の結果を踏まえ、仏ヶ浦港の整備について今後どのように取り組んでいくのか！

答弁：新井田浩 県土整備部長

仏ヶ浦港の港湾改修事業は、前回の再評価実施後5年を経過したことから、今年度、事業の継続や計画の見直しの要否等について、改めて再評価を実施した。

仏ヶ浦港は、港内の静穏度が計画目標に達しておらず、地元の佐井村からも、観光船の航行安全性の向上と利用者の利便性の向上を求められており、また、工事の進捗を妨げるような大きな阻害要因もなく、費用便益比も1.0以上を確保していることから、従来の計画どおりに事業を継続する対応方針を決定した。

今後も、防波堤の工事を継続し、事業の終了予定年度である令和8年度の完成を目指して整備を進めていく。



田名部川かわまちづくり事業の進捗状況と今後の取組は！

答弁：新井田浩 県土整備部長

田名部川及び新田名部川については、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組を進めるため、県及びむつ市の連携のもと、「かわまちづくり計画」を作成し、平成29年度から令和3年度までの予定で事業を進めている。

新田名部川については、平成11年から市民参加型のボート競技「まさかりレガッタ」を開催するなど、水辺でスポーツを楽しむ空間として利用されていることから、階段整備のほか、ボートコース区間に親水護岸の整備を

再質問

◆むつ南バイパスの早期供用に向けた軟弱地盤対策の取組は！

(一般質問「むつ下北地域における公共土木施設の整備について」の「下北半島縦貫道路の整備状況と今後の取組について」関連。)

答弁：新井田浩 県土整備部長

「むつ南バイパス」においては、一般的な軟弱地盤対策であり、荷重による圧密沈下方式を用いて地盤の安定を図ってきたところだが、この方式では、地盤が安定するまでに半年から数年の時間を要し、現在も沈下が収まらない区間がある。

こうした状況を踏まえ、道路盛土の一部を大型発砲スチロールブロックに置き換え、重量を軽くすることで沈下を抑え、地盤を安定させる工法の採用を検討しているところであり、今後、具体的な設計を進める予定としている。



国道279号二枚橋バイパスの整備状況と木野部工区今後の取組について伺いたい。

答弁：新井田浩 県土整備部長

国道279号二枚橋バイパス4.1キロメートルについては、橋梁をはじめとする主要構造物の工事が完了し、現在、舗装工事等を進めており、来年度には、木野部峠側の0.4キロメートルを残して供用を開始できる見込みだ。

進めている。

親水護岸は、全体延長1,000メートルのうち、右岸約390メートルが整備済となっているが、引き続き整備推進に努めていく。

一方、田名部川については、散歩やジョギング等に利用されていることを踏まえ、管理用通路の舗装や階段の整備を進めており、令和2年度においては、オリンピック聖火リレーコースの区間にあたる大瀬橋上流部の管理用通路の舗装を実施する予定だ。

また、より一層多くの方に水辺空間を利用してもらえるよう、むつ市が主体となって、案内看板やベンチの設置等を行うこととしている。

質問 交通の安全確保について



答弁：村井紀之警察本部長



県警察における子供を交通事故から守るための取組は！

県警察では、警察官が幼稚園や小中学校に出向いて交通安全教育を実施しているほか、通学路に重点を置いた交通指導取締りや警戒活動、交通ボランティアの方々との合同による登下校時の保護誘導活動といった活動を実施している。

また、昨年発生した、滋賀県大津市での保育園児が被害となる交通事故を受けて、散歩等の園外活動を実施している保育園や幼稚園に対し、道路管理者や保育園の職員等と移動経路の合同安全点検を実施した。

その結果、警察の対策が必要と認められた27箇所に対し、横断歩道や一時停止の新設等といった改善措置を進めている。

なお、これから整備が進む「キッズゾーン」については、市町村の保育担当部局がその範囲設定をするにあたり、必要な指導や助言を行うとともに、キッズゾーン内の交通安全対策について検討していきたいと考えている。



「あおり運転」が発生しないようにするためには、運転者全員が交通ルールの遵守とマナーアップの向上を図る必要があると考えるが、それに向けた県警察の取組は！

「あおり運転」を防止するためには、全ての運転者がきちんと交通ルールを守り、思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転を心掛けることが大切だ。

県警察では、交通ルールの遵守や「思いやり・ゆずり合いの安全運転」といった交通マナーについて、各種講習会等、交通安全教育の場において指導をしている。

再質問

◆高速道路において追越し車線を延々と走行することは違反か！

(一般質問「交通の安全確保について」の「あおり運転」が発生しないようにするためには、運転者全員が交通ルールの遵守とマナーアップの向上を図る必要があると考えるが、それに向けた県警察の取組について) 関連)

答弁：村井紀之警察本部長

道路交通法第20条第1項に、車両は、車両通行帯のもうけられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならないと定められており、高速道路等の車両通行帯が定められている道路を通行する際は、追越し等の理由がないにもかかわらず、いわゆる追越し車線を走行し続けることは、違反となります。

◆追い越し車線を延々と走行する場合の罰則は、どのようなものか！

(同然関連)

答弁：村井紀之警察本部長

道路交通法第120条第1項第3号の規定により、5万円以下の罰金となっている。

あおり運転 最高懲役5年

道交法改正案 夏施行へ

75歳以上違反、実車試験

サポカー 限定免許も

政府は3日、あおり運転や高齢運転者対策として道交法改正案を閣議決定した。あおり運転は懲役5年、高齢運転者は75歳以上の違反は100万円以下の罰金、違反点数制に引き上げられる。あおり運転は「安全運転妨害」の罰則が適用される。サポカーは「高齢者の運転を補助する装置」が搭載された車に限定して運転できる。改正案は、高齢者や障害者に対する配慮も盛り込まれている。

改正案は、あおり運転を「安全運転妨害」として罰則を強化し、最高懲役5年とする。また、75歳以上の高齢者が違反した場合、100万円以下の罰金を科す。違反点数制も導入される。サポカーは、高齢者の運転を補助する装置が搭載された車に限定して運転できる。改正案は、高齢者や障害者に対する配慮も盛り込まれている。

改正案は、あおり運転を「安全運転妨害」として罰則を強化し、最高懲役5年とする。また、75歳以上の高齢者が違反した場合、100万円以下の罰金を科す。違反点数制も導入される。サポカーは、高齢者の運転を補助する装置が搭載された車に限定して運転できる。改正案は、高齢者や障害者に対する配慮も盛り込まれている。

(東奥日報/ 令和2年3月3日)

商工労働観光エネルギー常任委員会 報告（令和2年4月21日）

令和2年4月9日、6常任委員会の組織会が開催され、菊池憲太郎議員は、商工労働観光エネルギー常任委員会副委員長に選任された。そして、21日に商工労働観光エネルギー常任委員会が招集開催され、質疑に立った。

会議では、委員から新型コロナウイルスの感染拡大で売り上げが減少している中小企業や観光関連業者に対する現金給付や、産業救済に向けた当初予算の組み替えを求められたが、「終息後の反転攻勢による観光需要の回復に向けた事業も予算化を図り、関係機関と連携して取り組みを進める」などと答弁したことから、菊池憲太郎議員は「反転攻勢がいつになるのか。東アジアの海外戦略や中韓航空の路線維持などのインバウンド（訪日外国人旅行）対策は大事だが、今はそんな段階ではない。観光需要が戻るまでの間、事業者が持ちこたえられるのか」と厳しく質した。

（東奥日報4月22日朝刊より）

以下、質疑と答弁の内容である。

問1 新型コロナウイルス感染症による県内への影響と対策の最新状況は！

答弁：商工労働部所管分

県では、2月及び3月の緊急調査に続き、県内中小企業者が受けている影響について、4月6日から4月15日を調査期間とする3回目の調査を実施した。以下、その結果。

◆ 調査対象者353者

最近1か月の売上が前年同期と比較して減少していると回答した企業は273者で、全体の77.3パーセントとなり、前回の調査58.9パーセントと比較して、県内中小企業者への影響が拡大している。

◆ 減少していると答えた割合の高い業種

宿泊業が17者中17者の100パーセント、飲食業が71者中68者の95.8パーセント、小売業が65者中54者の83.1パーセントとなっています。

県では、3月11日付けで令和2年新型コロナウイルス感染症を県の経営安定化サポート資金の災害枠に該当するものとして指定し、融資枠の拡充や信用保証料補助により中小企業者の負担軽減を図ってきたところだ

が、信用保証料の更なる軽減措置や利子の軽減措置について、国による緊急経済対策を最大限活用しつつ、追加の支援策を検討しているところだ。

答弁：観光国際戦略局所管分

観光国際戦略局では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県内宿泊施設への影響を把握するため、今月上旬、青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、2月から4月までの宿泊実績及び予約状況に関する緊急調査を実施し、主要78施設中、56施設から有効な回答があった。以下、回答結果。

2月は107,405人泊で前年比3.0%の減

外国人は11,788人泊、25.4%の減で、中国、台湾など海外から日本への渡航制限・自粛などの影響が見られた。

3月は81,119人泊、前年比28.0%の減

内訳は日本人が80,152人泊で前年比25.1%の減、外国人が967人泊で前年比83.2%の減、首都圏を中心に国内での感染が拡大したことにより、外国人のみならず日本人についても影響が生じたものの。

4月の予約状況は、37,777人泊、前年比70.8%の減

このうち、日本人については、国内での旅行の自粛や桜まつりなど県内の祭りやイベントの中止や延期により、37,301人泊、前年比67.8%の減となっている。

また、外国人については、海外から日本への渡航・入国・検疫措置の強化、航空路線の減便・運休等により、476人泊、前年比96.5%の減となっている。



問2 国の緊急経済対策に加え、県としても、東京都の給付金のような中小企業に手厚い支援が重要と考えるが、県の見解は！

答弁：東京都では、都が要請した休業や時短営業に応じた店舗等に対し、「感染拡大防止協力金」として一事業者あたり最大100万円を給付すると公表したと承知している。

本県においては、現時点で休業要請等はなされていませんが、影響が深刻化する中、中小企業等が事業を継続する上で、資金面をはじめとした経営上の手厚い支援が重要であると認識している。

県としては、今後とも中小企業等が受けている影響の把握に努めながら、必要な資金繰りの支援策や県民の消費意欲を喚起する取組など、国の緊急経済対策と連動しながら、中小企業等に対する支援について全力で取り組んでいく。

問3 祭・イベントの中止について
(1) 中止となった主な祭について、昨年度の入込状況は！

答弁：4月17日時点において、「青森県観光入込客統計」で対象としている4月から9月に開催予定の「行祭事・イベント」116件のうち38件が、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が中止となったことを把握している。

この中止となった祭りのうち、主な祭りの前年の入込客数については、最も多い「弘前さくらまつり」で289万人、「青森ねぶた祭」で285万人、「弘前ねぶたまつり」で168万人、「八戸三社大祭」で145万人、「五所川原立佞武多」で129万人などとなっている。

<参考>

青森県観光入込客統計における4月～9月の行祭事・イベントについて

	令和元年 (速報値)	令和2年 (見込み)	増 減
観光入込客数	14,806千人	4,151千人	▲10,655千人
イベント件数	116件	78件	▲38件

問3 祭・イベントの中止について
(2) 本県の観光振興のためには、県内各地で祭が維持・持続されるべきと思うが、県の考えは！

答弁：県内各地域において、祭りやイベントの開催中止が決定されていることについて、各主催団体におかれては、苦渋の決断であり、緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全力を挙げる中、全国から多くの観光客が集まることによる感染拡大のリスク回避と、参加者の安全を守ることを踏まえれば、やむを得ないことであると認識している。

祭は、地域のコミュニティの基盤であり、人々の心のよりどころとして貴重な文化資源であるとともに、観光資源としても高い価値を有し、本県においても、青森ねぶた祭をはじめとする県内各地域の祭りやイベント等は、本県の観光振興に必要不可欠な大きな魅力となっている。

県としては、祭やイベントの開催を通じた地域の魅力や活力の維持に向けて、機会を捉え、地元市町村等との間で課題や状況を共有するとともに、感染拡大につながらない手法での、地域の「経済を回す」取組についても、関係団体等との連携のもと、様々な工夫を用いながら取り組んでいきたいと考えている。

問4 今後の観光予算の執行について、県はどのように考えているのか！

答弁：新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本県の観光産業にも大きな影響をもたらす中、観光国際戦略局では、「これまで苦楽をともにしてきた事業者への支援」と「観光需要の回復に向けた青森県の魅力の発信や信頼の強化」の二つを基本方針として、各種取組を行ってきた。

しかしながら、未だ収束の兆しが見えず、祭り・イベントの中止や観光施設等の営業自粛とともに、休業する宿泊施設が増加しており、県では、観光事業者等への経営支援とともに、反転攻勢による収束後を見据えた観光需要の回復に向けた事業について予算化を図り、引き続き関係機関等との連携のもとで取組を進めていくこととしている。

具体の取組として、観光事業者等県内事業者への経営面での支援については、国及び県の関係機関が個別相談等に応じるとともに、雇用調整金や貸付金、租税の猶予措置等の制度を紹介し、活用いただくこととしている。

このため、観光国際戦略局では、2月以降実施してきた月例の影響調査に加えて、主要宿泊施設を個別訪問し、経営者や支配人等に直接現況をヒアリングするとともに、これらの支援制度を活用するよう働きかけているところだ。

また、国内外での移動制限が続く中、青森県観光に対する関心の低下や、これまで築き上げてきた関係者や関係機関等とのネットワークが途切れることのないよう、感染症の「拡大期」から「収束期」のそれぞれの段階に応じて、できることを着実に実施し、反転攻勢に転じた際にはいち早く観光需要の回復に対応するための準備に要する予算として、2月定例会に、観光客動態調査やコンテンツ開発、情報発信等の事業予算を計上し、ご承認いただいたところだ。

本県においては、「収束期」の「V字回復フェーズ」

に入った際には、まずは、県民による県内旅行を促進し、そこから国内、海外へと段階的に観光需要を回復させていくことを想定したロードマップを作成し、大規模な誘客促進活動を集中的かつ迅速に進めるための対策をしっかりと行うこととしている。

県としては、既存予算に加えて補正予算も活用することで、取組の質と量を拡大し、市町村や関係団体、観光事業者等と連携を図りながら、攻めの姿勢をもって、効果的かつ適時適切に対応していく。

再質問

◆複数回に渡る給付などについて、国に提案することが重要であると考えが県の見解を伺いたい。

(問2「国の緊急経済対策に加え、県としても、東京都の給付金のような中小企業に手厚い支援が重要と考えが、県の見解は!」の関連)

答弁:

県では、全国知事会を通じて、国で創設を予定している持続化給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)等について、これまで複数回に渡る給付や用途の拡大、早期の給付開始などを国へ提案してきた。

県としては、県内中小企業が事業を継続するために必要となる支援や収束後を見据えた対策などについて、引き続き情報収集に努めながら、全国知事会や県の重点施策提案などを通じて、積極的に国に提案していくことが重要であると考えている。

要望

仮にコロナウイルスの感染が収束したとしても、観光で本県を訪れるお客様を正常な形でお迎えする時期はいつの事なるとお考えでしょうか?最低でも半年、いや1年以上と見るのが妥当ではないかと、私は思います。果たして、現在の国の支援体制だけでその時期まで観光事業者は持ちこたえる事が出来るかと言えば、相当厳しいと思います。

経営安定化資金や持続化給付金、雇用調整助成金等公的メニューをふんだんに活用したとしても限度があります。

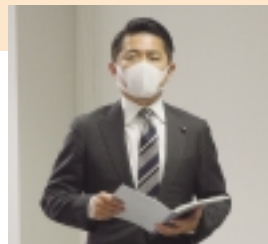
観光需要が戻ってきたは良いけど、受け入れ側は破産してしまっただけで何も残っていないといった最悪状況になりかねない訳であります。

今、最も痛んでいる産業がまさに、飲食、宿泊、バス・タクシーといった観光産業であります。

これらの産業がこの危機を乗り越える為、県独自の給付金制度創設が必要であります。

一つでも多くの事業者が救われ、一人でも多くの観光客に本県を訪れて頂く為にも、今すべきは、とにかくそこに予算を回すことだと思います。

5月には補正予算を編成するという事ですが、全庁上げて予算の組み替えを含めたご対応を要望して質問を終わります。



令和2年1月16日 農林水産委員会が、農林水産省及び県選出国会議員に対し、要望活動を実施



津島 淳 衆議院議員



秋元幸司 農村振興局長

発行者 **菊池憲太郎 事務所**

〒035-0021 むつ市田名部品ノ木 34-68

TEL 0175-33-8544 FAX 0175-23-3339